

武蔵野市高齢者補聴器購入費補助事業のご案内

6/1
受付
開始



武蔵野市では、加齢により耳が遠くなり、日常生活に不便を感じている高齢者を対象に補聴器の購入費の一部を補助しています。利用方法は中面をご覧ください。

対象者 ※以下の要件をすべて満たす方

- 市内に住所があり申請する年度に65歳以上になる方
- 前年の本人の合計所得が210万円未満の方
- 障害者総合支援法に基づく補装具としての補聴器の支給対象者でない方
- 耳鼻咽喉科医師から本事業の所定の基準を満たす証明を受けた方

所定の基準

- ①両耳が40デシベル以上70デシベル未満（中等度難聴）と診断された方
- ②その他、補助対象者として補聴器装用の必要性が認められた方

補助内容

補助額	上限額	
購入費用の2分の1	50,000円	<ul style="list-style-type: none">・購入額が補助上限額に満たない場合は、購入費用の2分の1（千円未満切り捨て）が補助額となります。・補聴器相談医に「医師意見書」を作成してもらうこと・対象機器は、片耳、両耳問わず補聴器本体とその付属品です。 ※付属品は、電池（最小単位）およびイヤモールドです。・管理医療機器として指定された補聴器であること・認定補聴器技能者が在籍する販売店で購入すること・交付決定した年度内（3月末日）に購入した補聴器であること ※交付決定した翌年度の4月以降に購入する場合は、再申請になります。

お問合せ

武蔵野市 健康福祉部 高齢者支援課 相談支援係
電話：0422-60-1846 FAX：0422-51-9218
Mail：sec-kourei@city.musashino.lg.jp

市のホームページ



利用方法（手続きの流れ）

【 注 意 事 項 】

1. 購入後の申請は補助対象外です。
2. 「医師意見書」は、医師が作成後、6か月以内に提出してください。
3. 医療費控除を検討される場合には、「補聴器適合に関する診療情報提供書」が必要となりますので、受診時に補聴器相談医にご相談ください。
4. 集音器の購入費用および診察料、検査料、送料その他の購入にかかる費用は補助対象外です。
5. 補聴器の修理費やメンテナンス費用は補助対象外です。
6. 過去5年度以内に補助金の交付を受けている方は補助対象外です。
7. 他自治体から武蔵野市に転入してきた等の理由で、武蔵野市で住民税が確認できない場合は、他自治体で発行した課税/非課税証明書を提出していただく必要があります。

1 依頼

「事前確認依頼書」を市へ提出してください。

- 市ホームページから取得可能なほか、下記配布場所で配布しています。また、右の二次元バーコードから電子申請も可能です。

事前確認依頼書の提出はコチラでも



<配布場所>

- ・高齢者支援課（市役所南棟1階）
- ・各在宅介護・地域包括支援センター（市内6か所）

<提出先> ※郵送可

高齢者支援課 相談支援係（市役所南棟1階）

住所：〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

開庁：月～金（祝日除く）午前8時30分～午後5時15分

電話：0422-60-1846（直通）

▶▶ 要件の事前確認ができた方へ、市から「医師意見書」「申請書」をお送りします。



2 受診

市が送付した「医師意見書」を持って、すみやかに補聴器相談医がいる耳鼻咽喉科を受診してください。

- 検査の結果、医師から補聴器が必要と認められた場合、「医師意見書」の記入を受けてください。また、「聴力検査結果（オーディオグラム含む）」を受け取ってください。

※医療機関を受診の結果、補助の対象とならない場合があります。

なお、市内の一部の医療機関では、一律1,100円（税込）で「医師意見書」を発行しています。（4ページ参照）



3 見積

認定補聴器技能者が在籍する販売店で補聴器購入相談・補聴器の試聴を行い、見積書を取得してください。

※認定補聴器技能者が在籍する販売店は、原則、(公財)テクノエイド協会サイトの補聴器販売店検索システムから検索ができます。

※市内の対象販売店は4ページを参照してください。なお、武蔵野市外の店舗も対象となります。



4 申請

以下の書類4点を市（高齢者支援課相談支援係）へ提出してください。 ※郵送可

- 申請書
- 医師意見書 ※医師が作成後、6か月以内のもの
- 聴力検査結果（オーディオグラム含む）
- 販売店の見積書（写し可）



➡➡ 審査の結果、補助を決定した方へ、市から「交付決定通知書」、請求に必要な書類をお送りします。

5 購入

決定通知が届いた後、見積書を取得した販売店に行き補聴器を購入してください。

<持ち物>

- 交付決定通知書
- 代理受領に係る武蔵野市高齢者補聴器購入費補助金請求及び受領委任状兼請求書
※中段の「支払請求及び受領委任者」欄に記載、押印をして販売店に提出してください。
- 自己負担金

6 請求

補助金の受領方法により、請求方法が異なります。市では、①の方法を推奨しています。

①補聴器を購入する際、補助金相当分が差し引かれた金額で購入し、補助金の請求及び受領は、販売事業者へ委任する方法（代理受領）
⇒販売事業者から必要書類を市に提出

②直接、ご本人が補助金を受領する方法 ※ご希望の場合、事前に市にお知らせください。
⇒ご本人から「補聴器購入費補助金請求書」「領収書及び納品書（写し可）」を市に提出

➡➡ 市にて提出書類を確認後、補助金をご本人の口座にお振込みします。
※①代理受領では、市から販売事業者の口座へお振込みします。

ポイント1

販売店での相談で気を付けること

- ・補聴器をどのように使用したいか、目的を伝えましょう。
- ・どんな時に聞こえにくいのか、何に困っているか等、できるだけ細かく伝えましょう。
- ・できるかぎり一人ではなくご家族等と一緒にいきましょう。

ポイント2

継続的にご使用いただくために

- ・定期的に耳鼻咽喉科を受診したり認定補聴器技能者に相談しましょう。
- ・日頃のお手入れや定期的なメンテナンスも重要です。



ポイント3

購入して終わりではありません

- ・補聴器を使用するなかで、聞こえに不具合など感じる事があれば、販売店で再度調整をしてもらいましょう。
- ・補聴器を上手に活用できるようになるには、使用トレーニングや何度かの調整が必要です。

認定補聴器技能者が在籍する市内の販売店

※事前に予約の連絡をお願いします。

令和6年5月1日現在

店舗	電話番号	住所
リオネットセンター吉祥寺店	0422-20-3311	吉祥寺本町1-7-4 丸二清水ビル2F
ブルーム吉祥寺店	0422-28-7800	吉祥寺本町1-9-10 シュープラザビル5F
ヒヤリングストア吉祥寺店	050-3173-9234	吉祥寺本町1-8-5 レンガ館モール3F
マキチエ(株)吉祥寺営業所	0422-27-6631	吉祥寺本町2-4-18 コレタス吉祥寺II 4階
大塚補聴器 吉祥寺店	0422-27-1139	吉祥寺本町1-15-9 岩崎吉祥寺ビル8階
(株)イワキ 吉祥寺東急店	0422-21-4567	吉祥寺本町2-3-1 東急百貨店吉祥寺店8階
(株)富士メガネ 武蔵境店	0422-34-6156	境南町2-2-20 イトーヨーカドー武蔵境店東館4階
リケン補聴器センター 武蔵野店	0422-30-8216	境南町2-10-25 武蔵境マンション102

(公財)テクノエイド協会サイトの補聴器販売店検索システムより

医師意見書の作成料が一律対応の市内の医療機関

本事業の補助にかかる受診の場合、下記の耳鼻咽喉科は一律1,100円(税込)で医師意見書の発行を受けることができます。

※補聴器相談医がいる耳鼻咽喉科であれば、下記一覧の掲載の有無や市内外に関わらず、受診可能です。

※事前に予約が必要な場合があります。

※医師意見書の作成料とは別に受診検査費用等がかかります。

※受診の結果、補助の対象とならない場合があります。

令和6年5月1日現在

医療機関	電話番号	住所
小野耳鼻咽喉科	0422-22-8650	吉祥寺東町1-1-22
吉祥寺もろほし耳鼻咽喉科	0422-20-4133	吉祥寺本町1-7-4 丸二清水ビル3F
矢部耳鼻咽喉科	0422-22-4172	吉祥寺本町2-33-13
三鷹もろほし耳鼻咽喉科	0422-37-3341	中町1-12-10 武蔵野タワーズ スカイゲートタワー5F
杉山耳鼻科クリニック	0422-60-2122	中町1-17-7 三興ビル1F
むさしの耳鼻科矢野医院	0422-52-3932	西久保3-7-11
武蔵境耳鼻咽喉科	0422-56-8250	境1-15-5 グランシャルール武蔵境2A
耳鼻咽喉科 青木クリニック	0422-50-3321	境2-14-1 スイング4F
武蔵野赤十字病院 ※要予約・紹介状	0422-32-3111	境南町1-26-1
境南耳鼻咽喉科診療所	0422-31-1435	境南町2-7-13